

今後の学級編制及び教職員 定数の改善に関する意見

平成22年3月2日

全国公立小中学校事務職員研究会

様変わりした学校・家庭・地域

教育内容 学校管理運営

- 学習内容・授業時数の増加
- コミュニティスクール・学校評議員制度の導入
- 学校評価、危機管理、裁量拡大、権限委譲
- スクールカウンセラーなど多様な教職員増加

児童・生徒

- アレルギー疾患・不登校・帰国子女・外国籍等配慮を要する児童生徒の増加
- 特別支援教育のニーズの高まり
- 学ぶ意欲の低下・生活習慣の未確立
- 少子化

保護者 地域・社会

- 価値観の多様化、国際化、経済格差の拡大
- 家庭・地域の教育力の低下、単親家庭の増加
- 安全・安心の確保
- 学校・家庭・地域の相互連携による教育の向上
- 学校支援地域本部の設置



POINT

様々な課題等に対応するためにはより多くのマンパワーが必要
学校の役割は増加する一方、教職員は増えない

教員の勤務時間

	第1期 (通常期)	第2期 (夏季休業期)	第3期 (通常期)	第4期 (通常期)	第5期 (通常期)
教頭・副校長	11時間56分	9時間13分	11時間31分	11時間42分	11時間34分
教諭	10時間58分	8時間17分	10時間39分	10時間48分	10時間47分

今後の教員給与の在り方について（答申）平成19年3月29日中央教育審議会
参考資料 教員勤務実態調査（概要）より

豊かな学習環境を創造する 事務職員の定数改善を

新学習指導要領のもと確かな学力を向上させるために

・さらなる少人数学級を

教員が子どもと向き合う時間を確保するために、すべての学校事務を事務職員が担える体制づくり

・事務職員の定数改善を



全校配置

- すべての学校に学校事務があり、それを事務職員が専門的に担う。

【現状の配置基準】
4学級以上に1名+3学級の学校数の4分の3

【学校教育法第28条】
特別の事情があるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

学校規模に応じた配置

- 複数配置基準の改善
- 基本的にすべての学校事務を担うには複数配置が必要

【現状の複数配置基準】
小学校27学級以上
中学校21学級以上

学校の特性に応じた配置

- 就学援助
- コミュニティスクール
- 小中一貫教育
- 外国籍児童生徒教育の拠点校
- 特別支援教育通級学級拠点校等

事務長の定数措置

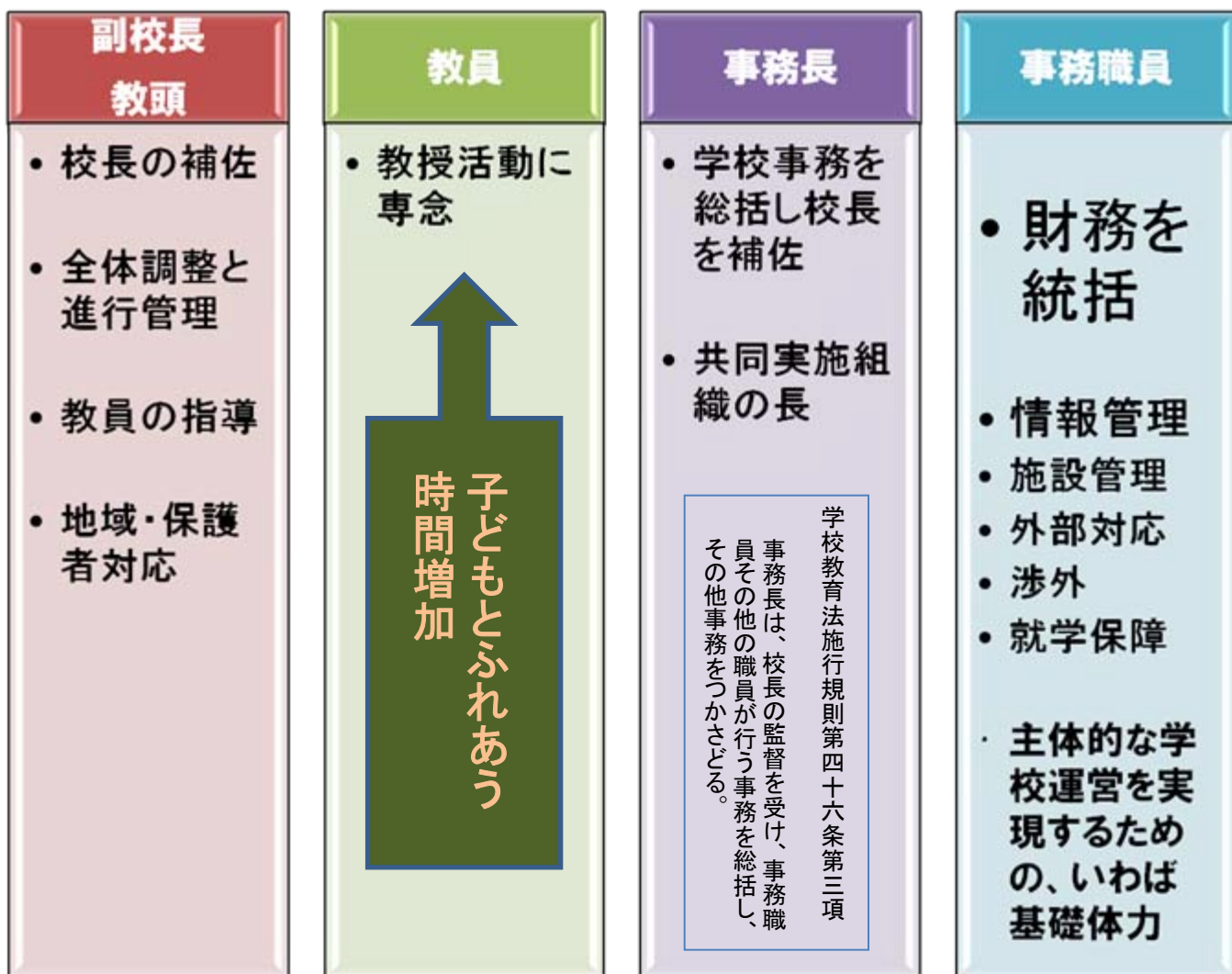
- 共同実施加配の基礎定数化
- 学校事務組織への事務長配置

【平成19年中教審答申】
大規模な学校や事務の共同実施組織に事務長(仮称)を置くことができるように制度の整備を行うなど、事務処理体制の充実を図っていくことが必要である。

- 1 教員が担っている事務を、学校事務のプロが担います
- 2 事務の組織化が進み、学校事務の効率化が図られます
- 3 地区学校事務室が地域連携など学校の新たな課題に的確に対応します

あるべき教職員の姿

効果的な学校運営の推進 ⇔ 学校教育力の向上



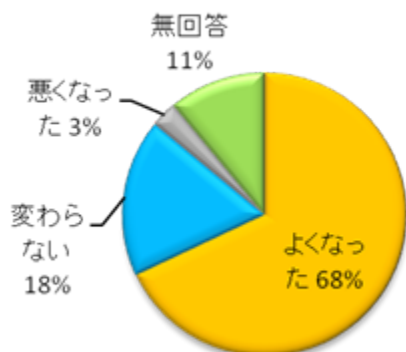
変わる学校事務

学校事務が変われば、学校が良くなる
事務職員が増え事務が組織化されると、
教員が教育活動に専念できる

教員が担っている事務を事務職員へ

教育課程 進行管理	時数管理 行事調整 指導スタッフ配置 日課表管理 施設利用管理	外部対応	保護者 行事調整 地域対応 行政対応 関係団体対応
財 務	経理(予算編成・一部決裁・出納) 施設設備・物品管理 助成金・補助金 学校基金 校納金(給食費・学年学級費・ 教材費・校外活動費等)	学 籍	学籍総合管理(出席簿・名簿 ・指導要録・転出入) 児童生徒情報(家庭状況情 報・連絡網・通学情報・各種 調査データ) 教科書 就学援助認定

事務職員定数増の学校における学校の変化



平成20年度全事研学校事務職員新規加配校
における副校長・教頭意識調査

負担を解消するために(教員の意識)

●事務職員などを増やして役割を分担するとともに、事務的な事務の合理化を図ることが必要と考えている傾向がみられる。

平成18年度文部科学省委嘱調査
「教員意識調査」「保護者意識調査」報告書より

変わる学校事務

学校事務が変われば、学校が良くなる
事務職員が増え事務が組織化されると、
教員が教育活動に専念できる

定数増の学校において増加した
事務職員の職務内容



定数増の学校における
教頭(副校長)の職務内容の変化



平成20年度全事研学校事務職員新規加配校調査(回答62校) 単位%

先生が子どもと向き合えるよう 事務の共同実施を進めよう

— 事務の共同実施推進のための定数改善を！ —

先生が専門外の仕事に忙殺されています！

学校運営にかかる
事務的な業務
(約 2 時間、20%)

外部対応 (12 分、2%)

1日の勤務時間
10時間22分

授業、生徒指導、
部活動指導等
(約 8 時間、78%)

平成 18 年度文部科学省教員勤務実態調査

学校支援・事務負担軽減のために事務職員が必要とされています！

学校支援・負担軽減に効果的な支援策

- | | |
|-----------------------|-------|
| ○事務職員（常勤）の定数増 | 83.3% |
| ○事務職員が教員の業務を支援する体制の整備 | 70.0% |
- (全国都道府県教育長協議会 2008 年度研究報告)

現状として日本の小中学校は事務職員等が少ない！

教員以外のスタッフが、イギリスやアメリカでは43%なのに、日本では20%しかいません。

事務の共同実施を推進し、組織的に先生の事務負担を軽減します。



事務職員が増えた学校の教頭先生に聞きました

教頭（副校長）の意識調査

事務職員が一人の
学校がほとんど…

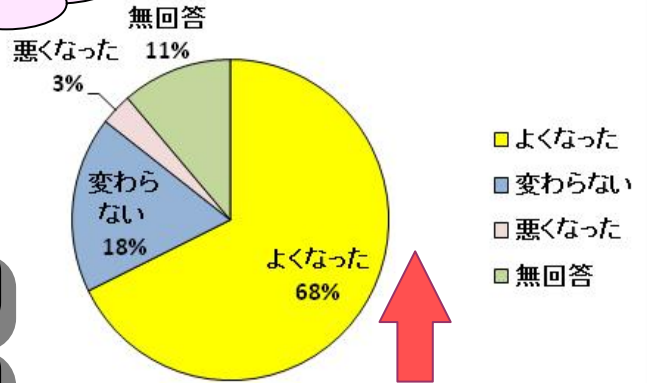
事務職員が増えて学校は？

事務職員が増え
事務の組織化が進むと

学校事務の効率化が進む 80.6%

学校事務の質が向上する 58.1%

教員の事務負担が軽減する 51.6%



教員が子どもと向き
合う時間が増える！

事務職員が増え、共同実施の体制が整えることができ、経理関係や施設管理・情報管理の業務が減少して、学校評価、児童生徒指導や学習指導の業務に対応できるようになりました。

C県D市中学校 教頭



事務職員が増えると教員の仕事はこうなった！！

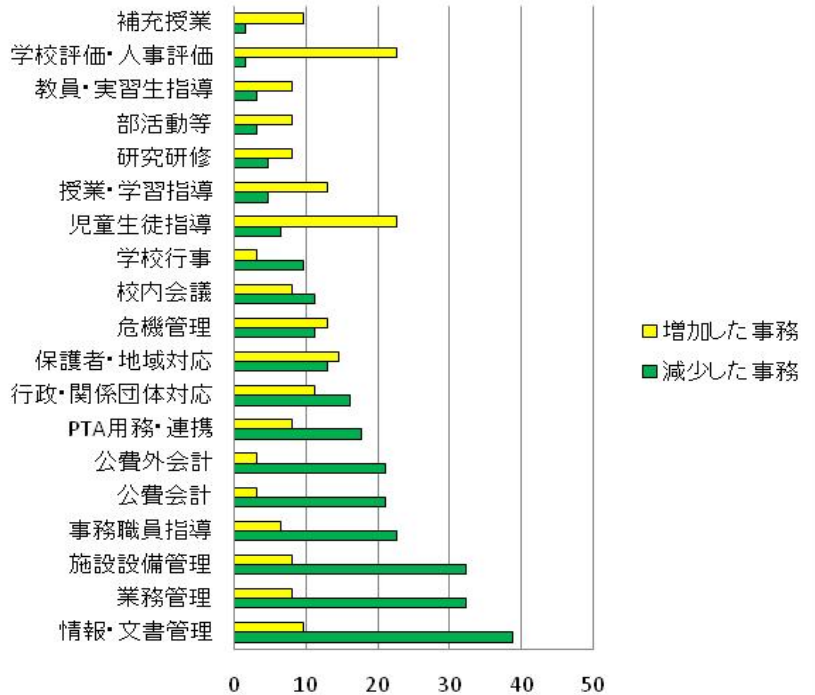
減りました

○経理	58.1%
○施設設備管理	50.0%
○就学援助事務	40.3%
○調査統計	38.7%

増えました

○教材研究	12.9%
○児童生徒対応	8.1%

事務職員定数増の学校における 教頭(副校長)の職務内容の変化



平成20年度 全事研 学校事務職員新規加配校調査 該当校90校 回答校62校



子どもの豊かな育ちを支援する学校事務

全国公立小中学校事務職員研究会

都道府県標準的職務一覧

	都道府県	通 知 名	年月日
1	岩手県	市町村立小中学校事務職員の職務について	H13.3.19
2	栃木県	市町村立小中学校事務職員の標準的職務表について	H13.1.19
3	群馬県	学校事務職員の職務内容標準化と位置づけに関する試案の配布について	S49.11.27
4	埼玉県	市町村立小・中学校等事務職員の標準的職務内容について	H15.3.26
5	千葉県	市町村立学校における事務職員の職務内容の位置付けについて	H15.3.25
6	東京都	学校事務職員の標準的職務について	H22.1.29
7	新潟県	市町村立小・中・養護学校事務職員の分掌事務について	H14.3.29
8	福井県	福井県公立小・中学校事務職員の標準的職務表について	H16.10.1
9	山梨県	公立の小学校・中学校の事務職員の標準的職務分掌について	S45.1.14
10	長野県	公立小中学校事務職員の標準的職務内容について	H16.3.31
11	岐阜県	市町村立小中学校事務職員の標準的職務内容について	H21.10.6
12	静岡県	市町村立小中学校事務職員の標準的職務について	H19.2.14
13	愛知県	市町村立学校事務職員等の任命について	H12.3.17
14	三重県	公立小中学校事務職員の標準的職務について	H11.4.22
15	大阪府	市町村立小中学校事務職員の職務内容について	H12.6.6
16	兵庫県	市町組合立学校事務職員の標準的な職務について	H13.1.16
17	奈良県	市町村立小中学校事務職員の標準的職務内容について	H13.5.16
18	鳥取県	市町村立学校事務職員の標準的職務内容について	H14.3.1
19	島根県	市町村立小学校及び中学校に勤務する事務職員の標準的職務について	H10.3.23
20	山口県	市町村立小中学校事務職員の標準的職務内容（例）について	H18.9.29
21	徳島県	公立小・中学校事務職員の標準的職務について	H8.3.14
22	香川県	公立小・中学校事務職員の職務について	H11.3.18
23	愛媛県	公立小学校・中学校の事務職員の標準的職務分掌について	S56.1.6
24	高知県	公立の小学校・中学校の事務職員の標準的職務分掌について	S49.3.5
25	福岡県	市町村立小中学校事務職員の標準的職務表について	H19.3.9
26	佐賀県	市町村立小・中学校事務職員の標準的職務について	H12.4.1
27	長崎県	市町立小中学校事務職員の標準的職務について	H21.3.23
28	大分県	市町村立小・中学校事務職員の標準的職務について	H17.3.3
29	宮崎県	宮崎県市町村立小中学校事務処理規程	H8.4.1
30	鹿児島県	市町村立小中学校事務職員の標準的職務について	H18.3.13



教義第1036号

平成5年3月29日

各市町村（学校組合）教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長



市町村立小中学校事務職員の標準的職務について（通知）

市町村立小中学校における調和のとれた学校運営と校内組織の一層の充実を図るため、市町村立小中学校事務職員の標準的職務の基準を別紙のとおり定めました。

この基準により、開かれた学校づくりの推進、学校運営組織の確立など学校の活性化を図るとともに、学校事務の円滑かつ効率的運営を目指すものであります。

については、下記事項に留意の上、貴管内小中学校へ指導願います。

記

- 1 学校運営の重要な一翼を担っている学校事務の重要性を認識するとともに、学校運営組織が円滑に機能するように努めること。
- 2 学校事務の合理化、能率化を図るとともに、校務分掌組織の見直しを行うこと。
- 3 今回示した職務内容は、標準的なものであるため、学校規模、事務職員の経験年数、事務職員数を考慮するとともに、事務職員に過重な負担にならないように留意すること。
- 4 標準的職務一覧表について
 - (1) 区分欄の学校経営は、事務職員の役割を示したものである。
 - (2) 区分欄の学校経営以外は、主として事務職員が総括する範囲を示したものである。よって、事務職員以外の職員が担当する業務内容もふくまれる。



教義第931号

平成19年2月14日

各市町教育委員会教育長 様

静岡県教育委員会教育長

市町村立小中学校事務職員の標準的職務の一部改正について（通知）

このことについて、平成5年3月29日付け教義第1036号「市町村立小中学校事務職員の標準的職務について（通知）」（以下「標準的職務」という。）により通知したところですが、事務職員のうち事務主幹及び事務主査（以下「事務主幹等」という。）の職務を一層明確にするとともに、市町村合併に伴う所要の改正を行ったことから、下記のとおり市町村立小中学校事務職員の標準的職務一覧表（以下「一覧表」という。）の一部を改正をすることとしたので通知します。

については、市町立小中学校事務職員の事務主幹等が課せられている職務に御理解をいただくとともに、地域の実態に応じた職務遂行ができるように貴管内小中学校への御指導をお願いし、併せて学校事務の適正執行の確保について御配慮願います。

なお、市町村立学校事務主査配置要綱（昭和44年4月1日施行）及び市町村立学校事務主幹配置要綱（昭和49年4月1日施行）は、廃止する。

（以下省略）

別紙 市町立小中学校事務職員の標準的職務一覧表

区分	職務内容	職務内容関係事務
学校 経営	企画運営への参画に関すること	○ 企画運営委員会への参画 ○ 校務分掌組織検討への参画 ○ 業務運行の策定並びに指導、助言
	諸規定の制定に関すること	○ 文書規定関係事務 ○ 経理に関する規定関係事務 ○ 校内諸規定に係る指導、助言
	学校事務全般に関すること	○ 学校事務全般に係る指導、助言

- (注) 1 学校事務とは、児童生徒の直接的指導を除いた仕事をいう。
2 区分欄の学校経営は、事務職員の役割を示し、区分欄の学校経営以外は、主として事務職員が総括する範囲を示したものである。

区分	職務内容	職務内容関係事務
庶務	文書に関すること	○ 文書関係事務 ○ 学校備付表簿等管理・保存事務
	調査統計に関すること	○ 学校基本調査関係事務 ○ その他調査統計関係事務
	就学援助に関すること	○ 就学援助関係事務 ○ 就学奨励関係事務
	渉外に関すること	○ 官公庁等との渉外関係事務
	庶務に関すること	○ 職員等の証明関係事務 ○ 庶務関係事務
人事	人事事務に関すること	○ 採用、退職、転出入関係事務 ○ その他人事関係事務
	服務事務に関すること	○ 出勤簿関係事務 ○ その他服務関係事務
給与	給与に関すること	○ 給与関係事務 ○ 年末調整、県市町村民税関係事務
	旅費に関すること	○ 予算管理事務 ○ その他旅費関係事務
福利 厚生	福利厚生に関すること	○ 公立学校共済組合、教職員互助組合関係事務 ○ 公務災害関係事務 ○ 労働安全衛生関係事務 ○ その他福利厚生関係事務
管財	施設・設備に関すること	○ 施設・設備の維持、管理関係事務 ○ その他施設・設備関係事務
	物品に関すること	○ 物品の維持、管理関係事務 ○ その他物品関係事務
経理	市町費に関すること	○ 予算編成、執行、決算関係事務
	学校徴収金に関すること	○ 計画、執行、決算関係事務
監査 検査	監査・検査に関すること	○ 監査・検査関係事務
その他	所属長の指示する職務	※地域の事務職員への指導助言等

- (注) 「※地域の事務職員への指導助言等」は、事務主幹及び事務主査が配置されている学校の校長が、事務主幹及び事務主査に地域のリーダーとしての役割を遂行させる事務である。